

令和 7年 12月 20日  
名古屋木材健康保険組合

事業主様  
事務担当者様

## 1月の「もっけん」たより

### ◎ 年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら下記期間は年末年始休業とさせていただきます。ご不便をおかけ致しますが、よろしくお願い申し上げます。

令和7年12月29日（月）～令和8年1月5日（月）

### ◎ 保険証廃止に係るQ&A

令和7年12月2日以降、お手持ちの健康保険証は使用できなくなりました。今後の従来の保険証や資格確認書の取り扱いについて、特にご質問の多い内容についてまとめました。ご一読いただき、お困りの際に確認できるよう保管をお願いいたします。

#### Q1. 令和7年12月2日以降も、従来の保険証は回収するのか？

A1. 従来の保険証は使用不可となるため、回収していただく必要はありません。

ただし、個人情報の記載されたものであることから、本人において適切に破棄するよう、従業員の皆様へ周知をお願いいたします。

※従来の保険証にICチップ等は搭載されていません。ハサミ等で細かく裁断していただければ問題ありません。

#### Q2. 資格確認書を交付された者が資格喪失した場合、資格確認書は回収するのか？

A2. 回収する必要があります。保険証と同様、喪失届に添付してください。何らかの理由で回収できない場合は、回収不能届を提出してください。

#### Q3. 資格確認書を交付された者がマイナ保険証の利用登録を行った場合、資格確認書は回収しなければいけないのか？

A3. 回収は必須ではありません。ただし、紛失・盗難に遭った場合“なりすまし受診”につながる恐れがあるため、可能な限り回収しご返却ください。